

国外において不慮の犯罪被害を受けた被害者等に対する特別給付金の
支給について

平成28年7月12日
閣議決定

平成28年7月2日（日本時間）に発生したバングラデシュ・ダッカにおける襲撃事件の被害の状況に鑑み、国外犯罪行為（国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年6月7日法律第73号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する行為をいう。以下同じ。）により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は重度の障害が残ることが明らかな日本国民に対し、法の施行までの間、政府は、下記により特別給付金を支給することができるものとする。

記

- 1 国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は重度の障害が残ることが明らかな日本国民のうち、特別の措置が必要と認められるものに対し、国家公安委員会は、特別給付金を支給することができる。
- 2 特別給付金の額は、法第8条に規定するところによる。
- 3 特別給付金を支給する遺族の範囲及び順位は、法第5条に規定するところによる。
- 4 特別給付金は、平成28年6月7日から法の施行の日の前日までの間に発生した国外犯罪行為について、国家公安委員会の定めるところにより支給する。
- 5 その他特別給付金の支給に関し必要な事項は、国家公安委員会が定める。